

株式会社森林テクニクス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成27年 4月～ ノー残業デー（毎月第3水曜日）の実施継続
- 平成30年 3月～ ノー残業デー（毎月第3水曜日）の実施状況の把握
- 平成33年 3月～ ノー残業デー（毎月第3水曜日）の徹底・周知